

令和3年度古平町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達法」という。）第9条第1項の規定に基づき、古平町（以下「町」という。）における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、町の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設等であって、その所在地が町内にあり、かつ、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護とともに施設入所支援を行う施設。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「障害者雇用促進法」という。）に規定する特例子会社

イ 障害者優先調達法施行令に規定する重度障害者多数雇用事業所

(3) 障害者雇用促進法に規定する在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象となる物品等

町の全ての機関が発注する物品等のうち、障害者就労施設等が供給できるも

のとする。

6 調達目標

令和3年度の調達目標は、前年度の調達実績を上回るように努める。

実績

令和2年度 755千円

7 調達の推進方法

(1) 庁内各課等での取組み

各課等では、障害者優先調達法の趣旨を理解し、物品等を調達する場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努めるものとする。

(2) 調達の推進に必要な情報提供

町民課社会福祉係は、各課等が物品等の調達を円滑に進めることが出来るよう、障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報を各課に提供する。

(3) 調達に関する配慮

障害者就労施設等からの調達が可能になるように、納期及び発注量の設定に配慮するものとする。

(4) 調達における契約

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約制度を積極的に活用し、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

8 調達の方針及び調達の実績の公表

調達の方針については策定後、調達の実績について年度終了後に町ホームページ等により公表する。

9 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、町民課社会福祉係とする。